

1 防災対策の充実

現状と課題

- ◆安全・安心に対する町民ニーズが高まる中、集中豪雨や大地震などへの対応、消防・防災体制のさらなる充実、強化が求められています。
- ◆本町の消防体制は、非常備消防として、消防団(13分団)が組織されているほか、常備消防として、粕屋北部消防組合が設置され、古賀市に本署、新宮町に分署が設立されており、非常備消防と常備消防が互いに連携しながら防災活動や防火・救急活動を行っています。消防団においては、消防団に対する理解不足や団員の就業形態の変化などにより、団員の確保や昼間の消防力の維持が難しくなっています。
- ◆消防防災装備などについては、消防車両、機械器具、消防水利(防火水槽・消火栓)など、計画的に整備・拡充を行うとともに、広報や防災マップ発行などを通じ、防災意識の啓発に努めています。
- ◆平成17(2005)年3月の福岡県西方沖地震の発生や近年の局地的集中豪雨の発生頻度が増加していることなどを踏まえ、平成22(2010)年に防災全般の総合的な指針となる「新宮町地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」を見直しました。今後も災害の対応から得た教訓や課題を踏まえ、この計画を随時見直していく必要があり、計画に基づき、町民の安全確保や支援に取り組みながら、住民と行政、防災関係機関が協力して助け合う地域づくりも重要となっています。

- ◆一方、大雨による浸水対策として、平成8(1996)年から平成22(2010)年度までに県営河川の湊川や牟田川の改修が行われ、町営河川は災害の多い箇所を中心に改修を行ってきました。これにより、浸水や冠水による被害は大きく改善されてきましたが、より安全なまちづくりを推進していくためには、河川の改修に加え、雨水の流出を抑制する仕組みや河川の適切な維持管理、土砂災害対策など、総合的・継続的に取り組むことが必要です。
- ◆町内に点在する河川などは、農業用水としての利水機能のみならず、洪水や浸水などを防止する治水機能を有していることから、計画的に改修するとともに適切な維持管理が必要です。

施策の内容

①災害に強いまちづくりの推進

- (1) 新宮町地域防災計画に基づき、国、県、消防、警察などの関係機関と連携し、総合的な防災対策への体制づくりに努めます。また、防災計画を適宜見直すとともに、防災マップを改訂し、災害予防に努めます。
- (2) 地域における自主防災組織(※注1)の設立を促し、自発的な防災体制の強化に努めます。
- (3) 町民の防災意識を高揚するため、防災専門官を置き、防災訓練を計画的に実施します。
- (4) 独居高齢者などの災害時要援護者への避難路、避難場所の周知を図るなど、避難支援体制の強化に努めます。
- (5) 大規模災害や避難の長期化に備えるため、新宮ふれあいの丘公園を防災活動拠点として計画的に整備を実施します。また、隣接する新設中学校施設と一体的に効率よく利用できるよう推進します。

②消防救急体制の充実

- (1) 消防団の充実を図るために、機材や施設の整備、改修を行うとともに、消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。
- (2) 女性消防団員による広報啓発班を中心に、充実した火災予防活動を推進します。また、啓発活動を推進し、企業内消防隊の設置を支援します。
- (3) 開発に伴う町土の変化や建物の高層化、町内の水利施設の老朽化などに対応するため、消防機材や消火栓、水利については計画的な整備・改修を実施します。

(※注1) 自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体。
 (※注2) 防災行政無線とは、緊急時に気象情報及び災害情報等の確かつ迅速な発信を行い、平常時には行政からのお知らせを行うための屋外放送塔。

- (4) 計画的に防火や救命訓練を実施するとともに、広報活動を通じて町民の防災意識の啓発に努めます。
- (5) 的確に災害情報を伝えるため、デジタル化に対応した放送システムの更新を進め、新宮町防災行政無線(※注2)の充実に努めます。

③危険箇所への対策

- (1) 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域など指定された区域での町民の安全確保に努めます。
- (2) 大雨時の家屋の浸水や道路の冠水の対策のため、住宅地に隣接する空き地などを利用した調整池機能を有する公園や広場の検討を行い推進します。
- (3) 水害や土砂災害を防ぐため、治水を目的とした河川護岸整備を計画的に実施します。
- (4) 福岡県が行う相島地区急傾斜地崩落対策事業にあわせ、必要な施設の整備を推進します。

④国民の保護

- (1) 武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態に対処するため、「新宮町国民保護計画」に基づき、国や県など関係機関と連携した迅速な情報提供に備えるよう努めます。

2 防犯対策・交通安全対策の強化

現状と課題

◆子どもや女性、高齢者など、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が全国的に後を絶たないことから、防犯体制の強化が求められています。本町でも、防犯ボランティア団体やPTA、老人クラブ、行政区、隣組合などによって、児童・生徒の通学時の見守り活動や夜間防犯パトロールなど地域の防犯活動が活発に取り組まれています。

◆防犯活動においては、地域の自主防犯団体と警察、行政などとの連携強化や情報共有が重要であるため、本町では防犯活動連絡協議会を立ち上げるとともに、防犯灯など施設の整備、防犯活動に対する補助や合同防犯パトロールの実施などの対策や啓発を進めてきました。

◆本町の交通安全対策については、都市化の進展により交通量は増え続け、事故の件数も平成26(2014)年度で約290件と増加傾向にあります(※別表1)。特に高齢者に関わる事故は増加する傾向にあり、道路交通における安全対策が求められています。

(※別表1)

◆本町の交通事故発生状況の推移

項目		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
交通事故発生件数 (発生地別)	福岡県	44,445	43,326	43,178	43,678	41,168
	新宮町	285	264	280	285	288
交通事故死者数 (発生地別)	福岡県	170	157	161	145	147
	新宮町	0	2	0	0	0
高齢者交通事故死傷者数 (発生地別)	福岡県	6,798	6,391	6,669	6,948	7,012
	新宮町	34	31	42	25	43

◆今後、防犯対策については、地域、警察、行政の連携をさらに強化し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。また、交通事故の発生を防止するため、警察などの関係機関と連携し、町民のだれもが、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていく必要があります。

◆平成22(2010)年、本町は「安全安心まちづくり条例」及び「暴力団排除条例」を制定し、安全安心まちづくりの基本理念や施策の方向性を定めるとともに、行政と町民が一体となって暴力団を排除することを決議しました。

施策の内容

①防犯活動の支援と広報の充実

- (1) 防犯に対する啓発活動を進めるため防犯専門官を配置し、各地域で自主防犯活動団体の設立を支援するとともに、警察などの機関や防犯関係団体との連携についてさらなる強化を推進します。
- (2) 新宮町安全安心まちづくり条例に基づき、防犯に対する地域・行政・関係機関との連携に努めます。
- (3) 防災行政無線や広報、ホームページなどを活用した防犯情報や防犯知識の適切な提供に努めます。

②交通安全意識の高揚

- (1) 高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、各年齢層に応じた交通安全教育の推進に努めます。
- (2) 交通安全指導員を中心に、イベント、広報誌などを通じ、交通マナーや交通ルールの啓発を推進します。

③防犯施設の整備

- (1) 街路灯や防犯灯の設置など、夜間の歩行者の防犯対策に努めるとともに、省エネ効果を高めるため既存の防犯灯についてはLED照明への変更を計画的に実施します。
- (2) 町民の安全を確保するため、防犯カメラなどの設置を検討します。

(※注1) ノーマライゼーションとは、高齢者も若者も、障がいのある人もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会を築いていくこと。

④交通安全施設の整備

- (1) 信号機、防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の充実に努めます。また、生活道路における交通安全対策に努めます。
- (2) ノーマライゼーション(※注1)の視点で歩道や交差点など交通危険箇所の再点検を行い、施設の改良・改修を計画的に推進します。

⑤暴力犯罪の防止

- (1) 暴力団排除条例に基づき、暴力的組織の入札参加禁止や公的施設の使用禁止など、町が率先して暴力団排除の措置を実施します。
- (2) 暴力団の排除を推進するため、警察などの関係機関と連携し、広報、啓発活動の充実や適切な情報提供を実施します。

3 生活相談・支援の充実

現状と課題

- ◆本町では、町民が安心して生活できるように行政相談委員(※注1)や人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による無料法律相談などを行ってきました。
- ◆近年、多重債務やインターネット通販、訪問販売や電話勧誘など、消費者トラブルの発生件数は高水準で推移しています。被害にあっ
て初めて意識不足を後悔するケースも多いた
め、消費者としての意識高揚や相談できる体
制づくりが求められています。
- ◆国においても消費者の安全・安心に関わる
問題については、消費者の視点から監視す
る機関として、消費者庁(※注2)が平成21
(2009)年5月に設置されました。

◆本町では、平成21(2009)年に消費者相談窓口や消費者ホットライン(※注3)を設置しました。また、各行政区でも消費者学級を開催するなど、啓発に努めてきました。今後は、消費者への教育・啓発や相談体制のさらなる充実に努める必要があります。



施策の内容

①生活相談の充実

- (1) 複雑な問題から身近な心配ごとまで気軽に相談できるようにするため、専門的な知識を有する弁護士や相談員などとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- (2) 福岡県消費生活センター(※注4)や弁護士会などの関係機関と連携し、消費者相談窓口の充実に努めます。

②消費者意識の高揚

- (1) 被害にあっ
て初めて消費生活に関心を示すことが多いた
め、各行政区や老人会などを対象とした消費
者学級や研修会を開催し、賢い消費者にな
るための意識づくりを推進します。

③情報の発信

- (1) 消費者を取り巻く環境が大きく変化し、被害に遭わないよう消費者問題への意識高揚のため、広報誌やホームページなどでの情報の提供に努めます。
- (2) 消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、リーフレットの配布など情報の提供に努めます。

(※注1) 行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う者のこと。
 (※注2) 消費者庁とは、消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指し、平成21(2009)年に発足した内閣府の外局。
 (※注3) 消費者ホットラインとは、消費生活センターなどの消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内するサービス。
 (※注4) 福岡県消費生活センターとは、県民からの消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供などを行う機関。